平成２２年（フ）第１７７号
北海道雨竜郡沼田町南１条１丁目７番17号
破産者　福永真由樹
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５７号
青森市旭町２丁目18番12号
破産者　福井　國雄
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
宮城県柴田郡柴田町船岡西２丁目15番13号
破産者　加納香麻理
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４７８号
群馬県高崎市倉賀野町2243番地１
破産者　和田　信雄
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３２号
神奈川県三浦市初声町和田2723番地３　赤羽ハイツ104
破産者　畠山　正之
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６号
京都府亀岡市下矢田町４丁目13番13号、申立時の住所京都府亀岡市下矢田町４丁目11番２号
破産者　サンナンコーポレーションこと　寺元　秀志
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
山口市小郡上郷1681番地26　田中利幸方、開始決定時の住所山口市大内御堀36番地１
破産者　中村　　浩
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
熊本市水前寺３丁目11番８―302号
破産者　福吉　征夫
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１４号
熊本市龍田６丁目17番16号
破産者　後藤　礼文
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５３２号
宮崎県児湯郡都農町大字川北15668番地６
破産者　土工　貴史
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５１号
宮崎市清武町今泉甲6481番地３
破産者　下村　裕子（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０９号
宮崎県都城市高城町穂満坊45番地５、住民票上の住所宮崎県都城市高城町穂満坊44番地２
破産者　前田　ハナ
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８７６号
三重県桑名市陽だまりの丘６―502　サンピア21―307号室、旧住所静岡市清水区有東坂２丁目12番地の13
破産者　小池　雄二
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１号
新潟県糸魚川市大字藤崎3569番地１
破産者　竹田　重嗣
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第５４２号
静岡市清水区南矢部623番地の１　プア・ピカケ105号、前住所静岡市清水区立花53番地の１
破産者　片平　雅子
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４１２号
奈良県香芝市関屋北７丁目24番18号
破産者　石川　俊夫
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
岡山県岡山市東区鉄27番地２、前住所奈良県香芝市畑３丁目794番地の１　芦高アパート
破産者　布施　好正
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
茨城県常総市大塚戸町222番地
破産者　椎名　睦子
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部